

山形県地域福祉推進計画(第4期)

～互いに支え合いながら県民一人ひとりが
生き生きと安心して暮らせる地域を目指して～

2019(平成31)年3月
山 形 県

はじめに

本県は、親世代から続いてきた住民同士のつながりがもともと強く、多くの地域に自治会をはじめ、老人会や婦人会、子ども会などの地域組織の活動が積極的に行われており、こうした地域組織を介して住民同士がつながる基盤がありますが、人口減少や少子高齢化の進展等から、地域コミュニティは低下傾向にあります。一方、三世帯同居率や1世帯あたりの人員数が全国1位である本県においても、世帯規模の縮小、高齢者世帯の増加等により、家庭だけでは課題を解決することが難しくなっており、地域で暮らす住民同士の助け合いの重要性が増しています。



また、2018(H30)年4月に改正施行された社会福祉法では、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民等が「我が事」として捉え、関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決することを目指していくこととされました。

こうしたことを踏まえ、今後の地域福祉に関する施策の方向性を示し、市町村の地域福祉計画の策定及び地域福祉活動の推進を支援するため「山形県地域福祉推進計画(第4期)」を策定いたしました。本計画では『県民が互いに支え合い、生きがいを持って暮らせる健康安心社会の実現』を目標に掲げ、それぞれの地域で引き継がれてきたコミュニティの活性化を図り、住民同士が「お互いさま」の心で互いに支え合いながら、県民一人ひとりが健康で生き活きと安心して暮らせる健康安心社会の実現を目指してまいります。

今後は、本計画に基づき、地域福祉推進の主体となる市町村や社会福祉協議会など関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり貴重な御意見をいただきました山形県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員や県民の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成31年3月

山形県知事 吉村美栄子

目 次

第1編 計画の基本的な考え方.....	1
第1章 計画の趣旨.....	1
1 計画改定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	3
3 計画の役割.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の目標.....	5
6 計画の基本方針.....	5
第2章 本県の福祉を取り巻く状況.....	6
1 人口の現況.....	6
2 少子高齢化.....	9
3 世帯の変化.....	12
4 地域における支え合いの状況.....	15
第2編 地域福祉推進の方向と展開.....	23
第1章 地域福祉を支える人づくり.....	24
1 生涯にわたり福祉の心を育む機会づくり.....	24
2 お互いを尊重し共生する社会づくり.....	32
3 福祉を担う専門的人材の育成・確保.....	38
4 地域福祉の担い手の育成・活動支援.....	45
5 多様な主体が行う福祉活動等の推進.....	49
第2章 福祉サービスの基盤づくり.....	60
1 利用者の立場に立った福祉サービス制度の推進.....	60
2 高齢者や障がい者等の日常生活の支援.....	64
3 地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供.....	74
4 希望を持ち自立を目指すことができるセーフティネットの整備.....	89
5 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進.....	118
第3章 県民が安心して暮らせる地域づくり.....	124
1 共生の地域づくり.....	124
2 災害時に備えた地域の支援体制づくり.....	146
3 安全・安心な地域づくりの推進.....	153
<数値目標>.....	163

第3編 地域福祉の推進に向けて	167
第1章 各主体の役割	167
1 県・市町村の役割.....	167
2 住民や民間団体等の役割.....	168
第2章 計画の推進に向けて.....	172
1 計画の推進体制	172
2 計画の進行管理	172
第4編 市町村における地域福祉の推進の支援	173
第1章 市町村地域福祉計画策定指針（ガイドライン）	173
1 市町村地域福祉計画の策定状況と県の支援策	173
2 計画策定の体制と過程.....	176
3 標準的な策定手順.....	178
4 標準的な計画の構成	180
資料編	
1 社会福祉法（関連部分抜粋）	184
2 計画策定の主な経過.....	187
3 山形県社会福祉審議会条例.....	188
4 山形県社会福祉審議会規程.....	190
山形県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿.....	192
5 地域福祉推進に係る庁内連絡会議設置要綱	193
6 用語の説明	195